

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則の一部改正について

改正理由：教職員福利厚生施設における宿泊利用の取りやめ及び用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学<u>職員</u>福利厚生施設使用規則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、東京学芸大学<u>職員</u>福利厚生施設（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(使用の範囲) 第2条 施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員が職務又は福利厚生のため研修等を行う場合 <u>(2) その他財務・研究推進部長が特に必要があると認めた場合</u></p> <p>[省略]</p> <p>(使用時間) 第4条 施設を使用できる時間は、原則として<u>午前10時から午後10時までとする。</u></p> <p>(使用の申込み) 第5条 施設の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、原則として使用する日の5日前までに、別に定める東京学芸大学<u>職員</u>福利厚生施設使用願を財務・研究推進部財務課に提出し、財務・研究推進部長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可) 第6条 財務・研究推進部長は、前条の使用願を適当と認めたときは、別に定める東京学芸大学<u>職員</u>福利厚生施設使用許可書を交付する。</p> <p>[省略]</p> <p>(使用者の義務) 第9条 使用者は、別に定める東京学芸大学<u>職員</u>福利厚生施設使用心得を遵守しな</p>	<p>東京学芸大学<u>教職員</u>福利厚生施設使用規則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、東京学芸大学<u>教職員</u>福利厚生施設（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(使用の範囲) 第2条 施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員が職務又は福利厚生のため研修等を行う場合 <u>(2) 本学の非常勤講師が講義棟のため来学し、宿泊する場合</u> <u>(3) 本学に関係のある機関の職員が来学し、宿泊する場合</u> <u>(4) その他財務・研究推進部長が特に必要があると認めた者が宿泊する場合</u></p> <p>[省略]</p> <p>(使用時間) 第4条 施設を使用できる時間は、原則として<u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 宿泊の場合は、午後4時から翌日の午前10時までとする。</u> <u>(2) 研修等の場合は、午前10時から午後10時までとする。</u></p> <p>(使用の申込み) 第5条 施設の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、原則として使用する日の5日前までに、別に定める東京学芸大学<u>教職員</u>福利厚生施設使用願を財務・研究推進部財務課に提出し、財務・研究推進部長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可) 第6条 財務・研究推進部長は、前条の使用願を適当と認めたときは、別に定める東京学芸大学<u>教職員</u>福利厚生施設使用許可書を交付する。</p> <p>[省略]</p> <p>(使用者の義務) 第9条 使用者は、別に定める東京学芸大学<u>教職員</u>福利厚生施設使用心得を遵守し</p>

ればならない。

[省略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

なければならない。

[省略]